

標準都道府県議会会議規則の改正について

1 趣旨

女性議員・若手議員がより働きやすい議会とするため、産前産後期間に係る「欠席の届出」の対象が、現行の産前6週間から産前8週間に改正された。

2 改正内容

改正後	改正前
標準都道府県議会会議規則	標準都道府県議会会議規則
目次 (略)	目次 (略)
第1条 (略)	第1条 (略)
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の <u>8週間</u> （多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の <u>6週間</u> （多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。
第3条～第130条 (略)	第3条～第130条 (略)
別表（第128条関係） (略)	別表（第128条関係） (略)

〈参考〉 神奈川県議会会議規則

(欠席の届出)
第10条 (略)
2 議員が出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該出産の予定日の <u>6週間</u> （多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を記載した欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもつて、同項の規定による欠席届の提出に代えることができる。